


所管部課	企画財政部 企画課	部長	神山 尚		
件名	東大和市手数料条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市民課			
<p>1 要旨</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により、個人番号カードの発行は地方公共団体情報システム機構が行うことが明確化されたことに伴い、条例別表で規定する手数料を削除する。</p> <p>(1) 改正内容 別表中、住民基本台帳等に関する区分の「7 個人番号カードの再交付」の項を削除し、項番号を繰り上げる。</p> <p>(2) 施行日 令和3年9月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正の内容に沿った対応が図られる。</p>					
<p>2 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正 (令和3年5月19日公布)</p> <p>(2) 文書課において審査済み</p>					
<p>3 留意事項 (問題点等)</p> <p>機構が定める発行手数料の徴収事務は市町村に委託できるとされたため、改正後においては、同機構からの委託により市が発行手数料を徴収 (歳計外現金) する。このため、市民の窓口における支払いに変更はない。</p>					
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和3年第2回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。